

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第二号及び第十条の四第四項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十号）第四条の二第一項第一号の規定に基づき、並びに同法第十条第二項第三号の規定を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条の二 法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。

一 (略)

二 次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ〜ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

三 次に掲げるいずれかの物質と灯油との混合物（灯油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ アルカン（炭素数が十から十七までのもの（シクロアルカンを除く。）及びその混合物に限る。）

ロ イに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

四 次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ (略)

ロ イに掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

(令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質)

第十二条の三の二の十 令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

改正前

第二条の二 法第三条第二号の国土交通省令で定める油性混合物は、次に掲げる油性混合物であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（有害液体物質等の範囲から除かれる液体物質を定める省令（昭和六十二年総理府令第三号）で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設等において管理されるものとする。

一 (略)

二 次に掲げるいずれかの物質と重油又は軽油との混合物（重油又は軽油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ〜ハ (略)

二 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

(新設)

三 次に掲げるいずれかの物質と揮発油との混合物（揮発油の濃度が体積百分率七十五パーセント未満のものに限る。）

イ (略)

ロ 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める物質

(令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質)

第十二条の三の二の十 令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

(新設)

第十七条第一項（日本工業規格）に規定する日本工業規格をいう。
以下同じ。）Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・五（生殖細胞変異原性）に規定する危険有害性区分一A又は危険有害性区分一Bに該当する物質であつて、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

二 日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・六（発がん性）に規定する危険有害性区分一A又は危険有害性区分一Bに該当する物質であつて、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

三 日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・七（生殖毒性）に規定する危険有害性区分一A又は危険有害性区分一Bに該当する物質であつて、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

四 日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書BのB・八（特定標的臓器毒性、反復ばく露）に規定する危険有害性区分一に該当する物質であつて、自然的作用による化学的变化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいもの

五 日本工業規格Z七二五二（二〇一四）（GHSに基づく化学品の分類方法）附属書CのC・一（水生環境有害性）に規定する急性区分一又は慢性区分一若しくは慢性区分二に該当する物質

六 (略)

(資料の提出)

第十二条の三の二の十一 船舶に穀類以外の固体物質をばら積みして輸送する場合には、荷送人は、船積み前に、当該物質が前条各号のいづれかに該当するかどうかに関する情報を記載した資料を当該船舶の船

(新設)

(新設)

(新設)

一 日本工業規格Z七二五二（GHSに基づく化学物質等の分類方法）附属書K（水生環境有害性）に規定する急性毒性区分一又は慢性毒性区分一若しくは慢性毒性区分二に該当する物質

二 (略)

(新設)

長に提出しなければならない。

(特定船舶)

第十二条の三の二の十二

(略)

(特定船舶)

第十二条の三の二の十一

(略)

MARKO1 条約附則第 5 の第 7 規則 (適用除外) による廃棄物の何れのものも排出又は流出の記録
 Exceptional discharge or loss of garbage under regulation 7 (Exceptions)

日時 (船名、種別及び船種 の識別は必須)	船種別 の種別	棄物 の種別	排出又は流出された 廃棄物の数量 (kg)	排出又は流出の理由となる の船名 (排出が禁止 又は最小化される とされる種類の 廃棄物)	証明 署名
Date/ the ship, latitude, longitude and water depth (if known)	Category	Estimated amount lost or discharged (kg)	Reasons on the reason for the discharge of loss and general remarks (e.g. emergency, prevention, taken to prevent or minimize such discharge or accidental loss and general remarks)	Captain/ or loss and general Signature	
/					
/					
/					
/					
/					
/					

船長の署名 _____ 日付 _____
 Master's signature: _____ Date: _____

第II部
 MARPOL 条約附属書Y 第1 規則 2 (定義) で定義される貨物の残留物
 PART II
 For all cargo residues as defined in regulation 1.2 (Definitions)
 (はらねみ固体貨物を輸送する船舶)
 (Ships that carry solid bulk cargoes)

船名 Ship's name	船舶番号又は符号等 Distinctive number or letters	IMO 船号 IMO number
-------------------	--	----------------------

廃棄物の種類
 Garbage categories

J : 貨物の残留物 (IMEに該当しない) J - Cargo residues (non-IME)	K : 貨物の残留物 (IMEに該当する) K - Cargo residues (IME)
--	---

MARPOL 条約附属書Y 第4 規則 (特別離域外における廃棄物の排出) 及び第6 規則 (特別離域内における廃棄物の排出) による排出の記録
 Discharges under regulations 4 (Discharge of garbage outside special areas) and 6 (Discharge of garbage within special areas)

日付 (年月日) Date	船舶の位置 (緯度/経度) (子の番号) Position of the ship (Latitude/longitude) (or port if discharged aboard)	廃棄物 の種別 Type	排出された廃棄物の概算 量 Estimated amount discharged	海へ排出された 廃棄物の数量 Quantity of garbage discharged into the sea		始点と終点の 位置 (緯度/経度) Start and stop positions of the ship for discharge into the sea	証明署名 Certificate Signature
				海へ排出された 廃棄物の数量 Quantity of garbage discharged into the sea	陸地へ排出された 廃棄物の数量 Quantity of garbage discharged on land		

船長の署名
 Master's signature: _____ Date: _____

備考
 本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日に現に輸送のため船舶に積載されている穀類以外の固体物質については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。